

浜頓別町小型風力発電施設設置に係るガイドライン

平成29年 5月15日制定

このガイドラインは、浜頓別町において発電規模が50kw未満の小型風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「小型風力発電施設等」という。）を設置するにあたり、騒音や電波障害による住民生活への影響を防ぐことや鳥獣保護、環境保全及び景観形成を目的とし、設置者が自主的に順守すべき事項を定めるものです。

なお、このガイドラインは、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直すこととします。

1. ガイドラインの対象となる小型風力発電施設等

浜頓別町において発電規模が50kw未満の小型風力発電施設等の新設、増設、または大規模な改修（以下、「建設等」という。）を行う場合を対象とする。ただし、売電を主目的としない公共的なものは対象外とする。

2. 対象地域

町内全域とする。ただし、本町行政区域内に属さない場合であっても本町行政及び町民の生活に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

3. 建設困難区域等

原則、浜頓別町都市計画区域内に建設等はできないものとする。この他、各種法令等の規制、自然環境や景観の保全、良好な生活環境の確保等を勘案し、建設困難区域等を、次のとおりとする（別紙ガイドラインマップのとおり）。ただし、浜頓別町との協議により、建設等の承認を受けた場合はこの限りではない。

- ①法規制等により極めて建設等が困難な区域
- ②自然保護等から建設等が好ましくない区域
- ③建設等除外区域である都市計画区域

4. 建設等における基準

(1) 住宅等との距離

原則、住宅（学校、保育所、病院、福祉施設等、住民が利用する施設を含む。以下、「住宅等」という。）から500m以上離れること（事業主は除く）。

(2) 騒音

当該施設から最も近い住宅等において、環境基本法に定める騒音基準値（昼間55db以下・夜間45db以下）内であること。

(3) 低周波音

環境省「低周波音問題対応手引書」に基づき調査対応を行うこと。

(4) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 自然環境

小型風力発電施設等の建設によって動植物（特に家畜や鳥類）に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(6) 景観

当該施設から半径1,000m以内にある自治会及び関係行政機関などに対して計画の説明を行い、合意を得ること。

(7) 光害

小型風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物（特に家畜や鳥類）へ影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(8) 文化財保護

小型風力発電施設等の建設等にあたっては、建設等の影響から文化財を保護するよう努めること。

(9) その他

道路法、農地法、海岸法、森林法、自然環境保全法、文化財保護法など、関連する法律の定めを順守するとともに、関係機関や近隣の自治会との事前協議を十分に行うこと。

また、発電施設に起因する第三者の身体や財物への損害に対する賠償責任保険などに加入すること。